

報告事項 2

退学処分に基づく損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和6年1月22日

教 職 員 課

退学処分に基づく損害賠償請求事件について

1 当事者

原告：県立高等学校の元生徒

被告：愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金 285 万 3448 円及びこれに対する口頭弁論終結の日の翌日から支払済みまで、年 3 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

平成 23 年 4 月、原告は県立 A 高等学校に入学し、同年 5 月に同級生を暴行し自宅待機となった。同年 10 月 1 日、原告は私立 B 高等学校に転学し、平成 26 年 3 月に同校を卒業した。

(2) 原告の主張

- ① 原告は暴行事件により自宅謹慎となった後、学校から復学するか他校へ転学するか選択するよう伝えられ、復学を希望したところ、当時の校長から、復学はできないので他の学校を探すように言われた（以下「本件処分」という。）。
- ② 原告の出席状況、学力、性行に問題はなく、学校の秩序を乱す恐れもなかった。学校は、原告に十分な教育を受けられるような教育的支援等の措置や、原告の心身の発達に応じた配慮をしていない。本件処分は口頭でなされ、処分の根拠法令等の告知や弁明の機会もなく、転学に際し原告らが署名した文書も作成されていない。また、原告への本件処分は、教員による体罰の懲戒処分と比較しても過度に重い。
- ③ 国家賠償法の規定により、私立 B 高等学校への転学により生じた授業料の損害と、県立 A 高等学校における学習機会を奪われたこと等により被った精神的苦痛に対する損害賠償を請求する。